

△招 集

川越地区消防組合告示第七号

令和五年川越地区消防組合議会第二回臨時会を次のとおり招集する。

令和五年六月二十二日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 令和五年六月二十九日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

三 付議事件

- (一) 川越地区消防組合議会議長選挙について
- (二) 川越地区消防組合議会議長選挙について
- (三) 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて
- (四) 令和五年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）
- (五) 監査委員の選任につき同意を求めることについて

△会 期

令和五年六月二十九日 一 日 間

△議事順序

日程第一 仮議席の決定は、

地方自治法第七七条の規定により、出席中の年長議員である臨時議長により、着席している議席を仮議席として決定する。

日程第二 議長選挙は、

地方自治法第一百八条第二項の規定により、指名推薦の方法により行う。

一、議長の指名。二、当選告知。三、当選の諾否の意思表示。四、議長、臨時議長、交代着席。

日程第三 議席の決定は、

議長により議席を決定する。

日程第四 会期決定及び日程第五、第六は、

会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第二百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

日程第七 会議録署名議員は、

議席順に二人を指名する。

日程第八 副議長の選挙は、

議長選挙の場合と同様に、議長が執行する。

日程第九については、報告事項を公表する。

日程第一〇及び日程第一一については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

日程第一二については、提案理由の説明、質疑の後、討論を用いず即決する。

この予定は、時間延長しても終了する。
以上をもって第二回臨時会を閉会する。

△議事日程

令和五年六月二十九日

午後一時開議

日程第一 仮議席の決定について

日程第二 選挙第一号 川越地区消防組合議会議長選挙について

日程第三 議席の決定について

日程第四 会期決定について

日程第五 議案提出書の公表について

日程第六 地方自治法第二百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第七 会議録署名議員指名について

日程第八 選挙第二号 川越地区消防組合議会副議長選挙について

日程第九 報告第一号 令和四年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書（一般会計）

報告第二号 令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

報告第三号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

報告第四号 令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

報告第五号 川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

報告第六号 川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

報告第七号 川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

報告第八号 川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

報告第九号 川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

報告第十号 川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

△議場に出席した議員（二三人）

第一番 為水 順二 議員 第二番 小峯 松治 議員

第三番 矢内 秀憲 議員 第四番 小ノ澤哲也 議員

第五番 牛窪 喜史 議員 第六番 村山 博紀 議員

第七番 栗原 瑞治 議員 第八番 吉敷賢一郎 議員

第九番 中村 文明 議員 第十番 小高 浩行 議員

第十一番 小林 薫 議員 第十二番 柿田 有一 議員

令和五年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

第一三番 高橋 剛 議員

書記 落合 昭 仁
" 瀬 沼 健

△欠席議員（なし）

△地方自治法第百二十二条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者	川合 善明
副管理者	飯島 和夫
"	栗原 薫
会計管理者	佐藤 喜幸
消防局長	齋藤 匡央
次 長	西村 政徳
"	浅見 篤
川越北消防署長	武笠 浩
川越中央消防署長	竹内 太
川越西消防署長	神山 玲之
川島消防署長	長澤 俊幸
総務課長	大谷 清秋
予防課長	小久保 和徳
警防課長	大畑 修
救急課長	本澤 哲
指揮統制課長	木村 寛
新消防庁舎建設準備室長	山本 雄一

書記長 黒澤 博 行
書記 田中 尚

△議場に出席した職員

○黒澤博行書記長 議長が選出されますまでの間、地方自治法第百七条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、小峯松治議員が年長の議員でありますので、御紹介を申し上げます。

小峯松治議員、お願いいたします。
(小峯松治議員、議長席に着席)

○小峯松治臨時議長 ただいま御紹介いただきました小峯松治でございます。地方自治法第百七条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

これより議事を進行します。

△管理者挨拶

○小峯松治臨時議長 議会開会に先立ち、この際、本組合議会議員の選挙後初めての議会でありますので、管理者より御挨拶並びに副管理者の紹介及び議場出席者の紹介をお願いしたいと存じます。

では、管理者の御挨拶並びに副管理者等の紹介をお願いいたします。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 消防組合の管理者であります川越市長の川合善明でございます。議員の皆様におかれましては、このたび川越地区消防組合議員にめでたく御当選されまして、誠におめでとうございます。

本日、消防組合議会といたしましては第二回臨時会でございますが、新たに就任されました議員の皆様でございますので、初議会となるわけでございます。今後とも消防行政に対する一層の御支援を心からお願ひ申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

(管理者、副管理者紹介)

(副管理者、会計管理者・消防局長紹介)

(消防局長、職員紹介)

○小峯松治臨時議長 以上で紹介を終わります。

△開 会 (午後二時三十五分)

○小峯松治臨時議長 出席議員数が定足数に達しておりますので、令和五年川越地区消防組合議会第二回臨時会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第一 仮議席の決定について

○小峯松治臨時議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。

日程第一、仮議席の決定についてを議題といたします。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

△日程第二 選挙第一号 川越地区消防組合議会議長選挙について

○小峯松治臨時議長 日程第二、選挙第一号、川越地区消防組合議会議長選挙についてを議題といたします。

(落合昭仁書記 朗読)

選挙第一号

川越地区消防組合議会議長選挙について

川越地区消防組合規約第八条第二項の規定により川越地区消防組合議会議長の選挙を執行する。

令和五年六月二十九日提出

川越地区消防組合議会議長 小峯 松 治

○小峯松治臨時議長 これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定による指名推選の方法によりたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小峯松治臨時議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。指名については、臨時議長において指名することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小峯松治臨時議長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。議長に小ノ澤哲也議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました小ノ澤哲也議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小峯松治臨時議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小ノ澤哲也議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小ノ澤哲也議員が議場におられますので、本席から、会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第三十二条第二項の規定により告知いたします。

(当選告知書手交)

○小峯松治臨時議長 小ノ澤哲也議員、議長当選の承諾並びに御挨拶をお願いします。

○小ノ澤哲也議員 ただいま川越地区消防議会議長に御推挙を賜りました小ノ澤哲也でございます。

本年四月一日に組合設立五十周年を迎えましたこの川越地区消防組合、また組合議会、その歴史の長さ、またこの議長職というこの責任の重さを痛感しているところでございます。

これまで長きにわたってこの組合、また組合議会、これを築いてこられた諸先輩方に恥じることのないよう、誠心誠意努力をしまいる所存でございます。議員各位の皆様、また管理者をはじめ理事者、また職員の皆様方、何とぞ御指導、そして御協力のほど心よりお願いを申し上げます、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。大変にありがとうございます。

以上でございます。

○小峯松治臨時議長 以上で本選挙を終わります。

△議長交代

○小峯松治臨時議長 ただいま小ノ澤哲也議員が議長に当選され、就任されましたので、私の職務はこれをもって終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

小ノ澤哲也議員、議長席にお着き願います。

(小峯松治臨時議長、議長席を退席。小ノ澤哲也議長、議長席に着席)

○小ノ澤哲也議長 これより私が議事を進めます。よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

△日程第三 議席の決定について

○小ノ澤哲也議長 日程第三、議席の決定についてを議題といたします。

議席の指定を行います。議席は会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第四条第一項の規定により議長において指定をいたします。配布しておきました議席一覧表のとおり、それぞれ決定いたします。

第一番	爲水 順二	議員
第二番	小峯 松治	議員
第三番	矢内 秀憲	議員
第四番	小ノ澤哲也	議員
第五番	牛窪 喜史	議員
第六番	村山 博紀	議員
第七番	栗原 瑞治	議員
第八番	吉敷賢一郎	議員
第九番	中村 文明	議員
第一〇番	小高 浩行	議員
第一一番	小林 薫	議員
第一二番	柿田 有一	議員
第一三番	高橋 剛	議員

△日程第四 会期決定について

○小ノ澤哲也議長 日程第四、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第二回臨時会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第二回臨時会の会期を本日一日間とすることに決定いたします。

△日程第五 議案提出書の公表について

○小ノ澤哲也議長 日程第五、議案提出書の公表についてを議題といたします。管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

(落合昭仁書記 朗読)

川消総発第二二〇号

令和五年六月二十九日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

議案の提出について(通知)

令和五年本組合議会第二回臨時会に、次の議案を提出いたします。

記

- 一 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - 二 令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)
 - 三 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 小ノ澤哲也議長 以上で公表を終わります。

△日程第六 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について
 ○小ノ澤哲也議長 日程第六、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第一二二号

令和五年六月二十九日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也

出 席 要 求 書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、六月二十九日午後一時開会の川越地区消防組合議会第二回臨時会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにそ

令和五年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

の委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第二二二号

令和五年六月二十九日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

出 席 通 知 書

要求により、令和五年本組合議会第二回臨時会に、別紙の者が出席します。

管理者	川 合 善 明
副管理者	飯 島 和 夫
〃	栗 原 薫
会計管理者	佐 藤 喜 幸
消防局長	齋 藤 匡 央
次 長	西 村 政 徳
〃	浅 見 篤
川越北消防署長	武 笠 浩
川越中央消防署長	竹 内 太
川越西消防署長	神 山 玲 之
川島消防署長	長 澤 俊 幸
総務課長	大 谷 清 秋
予防課長	小 久 保 和 徳
警防課長	大 畑 修
救急課長	本 澤 哲
指揮統制課長	木 村 寛
新消防庁舎建設準備室長	山 本 雄 一

△日程第七 会議録署名議員指名について

○小ノ澤哲也議長 日程第七、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ
た川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

爲水 順二 議員

小峯 松治 議員

を指名いたします。

△日程第八 選挙第二号 川越地区消防組合議会副議長選挙について

○小ノ澤哲也議長 日程第八、選挙第二号、川越地区消防組合議会副議長選挙につい
てを議題といたします。

(落合昭仁書記 朗読)

選挙第二号

川越地区消防組合議会副議長選挙について

川越地区消防組合規約第八条第二項の規定により川越地区消防組合議会副議長の
選挙を執行する。

令和五年六月二十九日提出

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲也

○小ノ澤哲也議長 これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の
規定による指名推選の方法によりたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法に
よることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。指名については、議長において指名することにいたし

たいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。
副議長に爲水順二議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました爲水順二議員を副議
長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました爲水
順二議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました爲水順二議員が議場におられますので、本席か
ら、会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第三十
二条第二項の規定により告知いたします。

(当選告知書手交)

○小ノ澤哲也議長 爲水順二議員、副議長当選の承諾並びに御挨拶を願います。

(爲水順二議員登壇)

○爲水順二議員 ただいま副議長に御推挙いただきました爲水でございます。

私、消防の議会、六年ぶりというような形になりますけれども、また、議会を通
じてこの川越地区消防組合のますますの発展、そしてまた副議長といたしまして議
長、そして消防組合の活動のサポートに尽力をしてみたいというふうに思っ
ております。何とぞ私、まだ微力でございますので、議員各位におかれましては、ま
た執行部におかれましては御鞭撻と御協力をお願いを申し上げますというふう
に思っています。

改めまして副議長に御推挙いただきましたことに対して深く感謝を申し上げます。
て、簡単ですけれども御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○小ノ澤哲也議長 以上で本選挙を終わります。

△日程第九 報告書の提出について

報告第一号 令和四年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

○小ノ澤哲也議長 日程第九、報告書の提出についてを議題といたします。

(落合昭仁書記 朗読)

川消総発第二二二二号

令和五年六月二十九日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

報告書の提出について (通知)

令和五年本組合議会第二回臨時会に、次の報告書を提出いたします。

記

一 令和四年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書 (一般会計)

報告第一号

令和四年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書 (一般会計)

(内 容 省 略)

令和五年六月二十九日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△報告書の説明 (消防局長)

○小ノ澤哲也議長 報告第一号について説明を願います。

(齋藤匡央消防局長登壇)

○齋藤匡央消防局長 報告第一号、令和四年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算

令和五年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

書 (一般会計) につきまして、御説明申し上げます。

救急高度化の推進事業三千百三十五万七千円と消防通信整備事業八百八十四万八千円を翌年度に繰り越したものでございます。

以上で報告案件の説明とさせていただきます。

○小ノ澤哲也議長 以上で説明は終わりました。

△質疑

○小ノ澤哲也議長 本報告につき御質疑ありませんか。―これをもって報告を終わります。

△日程第一〇 議案第八号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

を定めることについて

○小ノ澤哲也議長 日程第十、議案第八号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を

改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第八号

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明 (消防局長)

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

(齋藤匡央消防局長登壇)

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第八号、川越地区消防組合火災

予防条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたこと及び喫煙等に関する規定の見直しを図るため、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、急速充電設備について、全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行い、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理の基準について定めようとするものでございます。また、喫煙等に関する規定について、健康増進法との整合を図ろうとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を急速充電設備に関する規定については令和五年十月一日、その他の規定に関しては公布の日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

小高浩行議員。

(小高浩行議員登壇)

○小高浩行議員 議長のお許しをいただきましたので、議案第八号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて、質疑をさせていただきます。

一点目として、今回の改正に至った背景について改めてお伺いいたします。

二点目として、急速充電設備について、従来の一体型と今回規定する分離型の違

いについてお伺いします。

三点目として、急速充電設備の火災事案について、現在までどのような状態になっているのかお伺いします。

四点目として、川越地区消防組合管内における急速充電設備の設置状況についてお伺いして、私の質疑といたします。

(小久保和徳予防課長登壇)

○小久保和徳予防課長 御答弁申し上げます。

条例改正の背景についてでございますが、近年の電動バスや電動トラック等の普及拡大に向けた急速充電設備の高出力化へのニーズの高まりに伴い、全出力二百キロワットの上限を撤廃したものでございます。

次に、急速充電設備の一体型と分離型の違いについてでございますが、これまでの変圧機能を有する設備本体とケーブル等が一体となった一体型の急速充電設備に加え、近年、設備本体とケーブル等を収納する充電ポストで構成される分離型の設置事例が見られるようになりました。変圧機能を有する設備本体については、設備本体を不燃性の金属材料で作ること、屋外に設けるものにあつては、建築物からの距離を三メートル以上保つこととされているところですが、分離型の充電ポストについては、変圧機能を有していないため出火の危険性が低いことから、本体に係るこれらの規定を適用しないとされており、この部分が一体型と分離型の違いでございます。

次に、急速充電設備の火災事例についてでございますが、当組合管内において現在まで急速充電設備に係る火災の事例はございません。また、総務省消防庁の調べでは、平成二十四年三月から令和四年六月までの間、全国で急速充電設備等の火災事例は報告されておりません。

最後に、川越地区消防組合管内における急速充電設備の設置数についてでございますが、届出対象となる五十キロワットを超える急速充電設備については、当組合管内の三事業所に計四基が設置されており、全て届出済となっております。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。

よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一―議案第九号 令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

○小ノ澤哲也議長 日程第十一、議案第九号、令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

議案第九号

令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千二十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十九億三千四百八十七万四千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十三条第一項の規定に

令和五年度川越地区消防組合第二回臨時会会議録

より翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第三条 地方債の変更は、「第三表地方債補正」による。

令和五年六月二十九日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。
(齋藤匡央消防局長登壇)

○齋藤匡央消防局長 ただいま上程になりました議案第九号、令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)につきまして、提案理由を御説明申し上げます。議案書九の一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千二十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十九億三千四百八十七万四千円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、九の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

第二条、繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用することができる経費を九の二ページの第二表繰越明許費のとおりに定めようとするものでございます。

第三条、地方債の補正は、起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、九の三ページの第三表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。続きまして、別冊の令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第一号)により御説明申し上げます。

初めに、二ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。

消防費でございます。

初めに、常備消防費でございます。常備消防費八百二十万円の増額は、価格高騰による備品購入費の増加により消防車両整備事業の増額をしようとするものでございます。

次に、非常備消防費でございます。川島非常備消防費二百万円の増額は、価格高騰による備品購入費の増加により川島町消防団消防車両整備の増額をしようとするものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

歳入を御覧いただきたいと存じます。

消防債一千二十万円の増額は、常備消防事業債及び川島非常備消防事業債といいたしまして、事業費の増額に伴い増額しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げますが、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、三ページにございます附表一、地方債に関する調書につきましては、説明は省略させていただきますと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。

よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一二 同意第一号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○小ノ澤哲也議長 日程第十二、同意第一号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第一号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合監査委員に選任したいので、川越地区消防組合規約第十四条第二項の規定により、議会の同意を求める。

川越市今成二丁目五番地六

小林 薫

昭和三十四年十二月二十三日生

令和五年六月二十九日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△地方自治法の規定に基づく議員の退席

○小ノ澤哲也議長 本件については、地方自治法第一百七条の規定により、小林薫議員の退席を求めます。

(小林 薫議員、退席)

△提案理由の説明(管理者)

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第一号、監査委員の選任につき同

意を求めることについてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

監査委員二名のうち一名は議員の中から選任をいたすことになっております。かねて本組合監査委員の人選に努めてまいりましたが、ここに小林薫氏を適任者と認めるに至りましたので、川越地区消防組合規約第十四条第二項の規定により議会の御同意を求めるものでございます。

同氏は、昭和三十四年生まれで川越市今成二丁目に御在住であります。平成七年五月に御当選されて以来、現在までに八期二十八年余にわたり川越市議会議員を務められており、人格、識見ともに高い方であります。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入ります。

これより本件の採決を行います。本件を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

(地方自治法の規定に基づき退席中の小林薫議員、出席)

△日程追加

○小ノ澤哲也議長 お諮りいたします。この際、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを日程第十三として日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第一三 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

○小ノ澤哲也議長 日程第十三、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題といたします。

本件については、十一人の委員をもって構成する消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、十一人の委員をもって構成する消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

○小ノ澤哲也議長 ただいま設置されました消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会の委員の選任については、選任第一号として川越地区消防組合議会特別委員会条例の規定により、その例によることとされる川越市議会委員会条例第八条第一項の規定により議長が指名いたします。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員は、配布しておきました名簿のとおり指名をいたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、議長の指名どおり選任することに決定いたしました。

選任第一号

川越地区消防組合議会消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員

の選任について

川越地区消防組合議会特別委員会条例第二条の規定によりその例によることとされる川越市議会委員会条例第八条第一項の規定により、消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員十一人の指名を行う。

令和五年六月二十九日提出

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤哲也

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員

小 峯 松 治 議員	矢 内 秀 憲 議員
牛 窪 喜 史 議員	村 山 博 紀 議員
栗 原 瑞 治 議員	吉 敷 賢 一 郎 議員
中 村 文 明 議員	小 高 浩 行 議員
小 林 薫 議員	柿 田 有 一 議員
高 橋 剛 議員	

○小ノ澤哲也議長 暫時休憩いたします。

午後三時五分 休憩

午後三時三十二分 再開

○小ノ澤哲也議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告申し上げます。休憩の間に消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会が開催され、正副委員長の内選が行われました。その結果、消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長に柿田有一議員、副委員長に矢内秀憲議員が選出されました。以上で報告を終わります。

△特定事件の委員会付託

○小ノ澤哲也議長 お諮りいたします。消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長

から地方自治法第九十八条第八項の規定による継続審査としたい旨の申出がありました。よって、消防庁舎及び訓練施設等に関することについては、特別委員長の申出のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、消防庁舎及び訓練施設等に関することについては、特別委員長の申出どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△閉 会

○小ノ澤哲也議長 以上をもって川越地区消防組合議会第二回臨時会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時三十三分 閉会

△会議中における退席議員

午後三時一分 小 林 薫 議員

△会議中における出席議員

午後三時三分 小 林 薫 議員

△会議の結果

日程第一 仮議席の決定について

臨時議長指定のとおり決定した。

日程第二 選挙第一号 川越地区消防組合議会議長選挙について

指名推選による選挙を行った。

日程第三 議席の決定について

議長指定のとおり決定した。

日程第四 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第五 議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第六 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧表を配布した。

日程第七 会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第八 選挙第二号 川越地区消防組合議会副議長選挙について

指名推選による選挙を行った。

日程第九 報告第一号 令和四年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

報告書の提出と説明を受けた。

日程第一〇 議案第八号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第一一 議案第九号 令和五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

原案可決

日程第一二 同意第一号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

同意

日程第一三 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会設置

選任第一号 川越地区消防組合議会消防庁舎及び訓練施設等に関する

る特別委員会委員の選任について

議長の指名のとおり決定した。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の申出
どおり継続審査。